## 厚生労働大臣 長 妻 昭 殿

平成22年度ハンセン病問題対策協議会

# 統 一 要 求 書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会 全国ハンセン病療養所入所者協議会 ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

本年度の協議会は、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」である6月22日に、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(「ハンセン病問題基本法」、以下「基本法」という)施行後の様々な課題を協議するものである。基本法は、国に、らい予防法被害者の社会生活全般にわたる被害回復に真摯に取り組み、被害を可能な限り回復することを求めているが、厚生労働省の姿勢は、この基本法の精神とはほど遠いと言わざるを得ない。我々の統一要求を重く受けとめ、実りある協議となるよう、厚生労働省の誠実な対応を求めるものである。

#### 第1 謝罪・名誉回復について

- 1 今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。
- 2 追悼を目的とする「碑」を、来年度中の完成を目指して設置することを 確約されたい。
- 3 来年度以降の追悼式のあり方及び前項の「碑」の内容及び利用方法を協議するための作業部会を設置されたい。

### 第2 社会復帰·社会内生活支援

1 基本方針の確認

入所者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も退所者の医療・介護制度等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい(基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14

年1月28日付「基本合意書」参照)。

- 2 医療体制の整備・充実
- (1) 退所者が、ハンセン病療養所において、保険診療適用のもと、退所者給与金の支給停止を伴うことなく、入院治療を受けることができる制度を実施されたい(基本法第12条1項及び厚生労働省設置法第16条6項関係)。
- (2) ハンセン病及び関連疾病の治療を可能とする医療機関(国立ハンセン病療養所を含む)の設置と医療体制の充実(基本法第16条関係)
  - ① ハンセン病に関する知識・経験を有する医療従事者を配置すべき医療機関として、国立ハンセン病療養所を含めた複数の医療機関を指定すること (以下、指定医療機関という)
  - ② 指定医療機関においてハンセン病の知識・経験にもとづいた適切な診断・治療を行なうことのできる医師を配置すると同時に、かかる医師を育成すること
  - ③ 上記指定医療機関を基幹とする医療情報提供・治療指導のネットワーク を構築すること
  - ④ 委託治療先を紹介した「ハンセン病療養所退所者等ハンドブック」の 退所者等への配布を徹底するとともに、利用状況について追跡調査を実 施し、さらなる充実とアクセスの円滑化を図る方策を講じること
  - ⑤ 「ハンセン病療養所退所者等ハンドブック」を全ての医療機関に配布 し、ハンセン病に関する知識・経験を広く普及すること。
- 3 退所者及びその家族の生活支援
- (1) 退所者給与金における物価スライド制の導入

ハンセン病療養所退所者給与金に関し、退所者の生活の安定のため、物価 スライド制を導入されたい。

この点は昨年度協議会の確認事項であり、引き続き導入に向けて努力されたい。

(2) 退所者給与金の遺族承継

退所者給与金を受給している者が死亡したときに、その者によって生計を 維持していた遺族(妻及び未成年の子等)に対し相当額の給与金を支給する 制度を導入すること。

この点は退所者の高齢化に照らして喫緊の課題であり、来年度導入に向けて最大限努力されたい。

4 総合的な社会内生活支援体制の確立

### (1) 地方自治体との連携の強化

平成13年度確認事項三の4で確認された、地方自治体との連携による、 医療・住宅・介護・相談窓口の設置等の社会生活支援制度を、今後一層、 改善・拡充することに努め、未だ不十分な地方自治体に対しては、十分な 情報提供を行うとともに、適切な助言・指導を行なうこと。

なお、平成14年度以降、厚労省と地方自治体の関係部署との協議会あるいは意見交換会等の開催の有無及びその内容について明らかにされるとともに、今後、同種会議に退所者及び非入所者の意見を反映すべく、参加あるいは傍聴等の方策を講じられたい。

### (2) 手帳制度(仮称)の導入

国及び地方自治体による社会生活支援制度を、円滑かつ有効に利用するための、手帳(利用証)制度を創設すること。

### (3) 偏見差別の解消と家族に対する支援

退所者及び非入所者の安定かつ安心した社会生活の実現のために、本人の みならず、その家族をも視野に入れた偏見差別解消策及び社会内生活支援 策を実現すること。

#### 第3 在園保障

#### 1 基本方針の確認

平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及 び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者(今 後入所する者を含む)の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園 を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、 入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認された い。

#### 2 職員定員について

中央省庁等改革基本法及び閣議決定等により、ハンセン病療養所の職員定員数は、年次計画によって削減され続けている(平成18年度から21年度の間で毎年87人)。

そのため、入所者の高齢化や障害の重篤化等によりいっそうの人手が必要であるにもかかわらず、定員削減の影響で、入所者に対するケア等の劣化は質量ともに著しい。ハンセン病療養所においては、かつて職員不足を常態とする運営体制の下、国が責任を負うべき療養所の業務全般にわたって「患者作業」に

依拠していたが、基本法第3条1項及び2項の基本理念に照らしても、「患者作業」を担っていた現在の入所者らに対するケア等の低下は、あってはならない。

また、いわゆる「作業返還」以降、入所者が担っていた業務を国の職員に切り替えるにあたり、「日々雇用」の身分とされる賃金職員が採用された歴史的経緯があるため、ハンセン病療養所では構造的に正規職員(定員職員)が少ないが、入所者が担っていた作業を正規職員の業務としなかったこと自体差別的であり、現実にも、賃金職員の業務は正規職員と異なるところはなく、今なお多数の賃金職員が残る状況は同一労働同一賃金の原則に反する差別的状況であり、かつ、隔離政策の残滓というべきものである。

しかるに、構造的に少ない定員が、近時さらに削減されたため、賃金職員が 定員職員になれず、また、療養所業務の外部委託などが進められている結果、 賃金職員に対する従前からの不安定な身分や差別的待遇と相まって、職員の将 来への不安が、士気の低下や離職等の問題を生じさせ、入所者の療養生活にも 深刻な影響が生じた。(なお、厚生労働省は、平成20年度、平成21年度に それぞれ30人以上の看護師定員増を行うなどの対応をとったが、次項に見る ように、定員「枠」が増えた看護師職は、現実には恒常的な欠員状況となって おり、介護力の低下等に対する問題の解決になっていない。)

平成21年7月9日衆議院は「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」を全会一致で議決した。これを受けて、平成22年度の削減定員数は若干緩和されたと評価できるが、なお極めて不十分であって、上に述べた状況を解決するものとは到底言い得ない。

かような事態は、基本法第11条及び衆議院決議に照らし、到底容認できない。よって、以下の通り要求する。

- (1) 新たな年次計画等において、削減対象とされる職員定員の母数からハンセン病療養所の職員数を除外すること。厚生労働省においては、この点が確実に閣議決定の内容となるよう、省議において決定されたい。
- (2) ハンセン病療養所における業務の外部委託を取り止めること、及び、賃金職員を速やかに定員化(正規職員化)し、必要人員及びその予算を確保すること。
- 3 看護師の欠員補充について

平成21年度の本協議会確認事項では、看護師の欠員について、各療養所で看護師の採用活動計画を策定し、平成21年度及び平成22年度の両年で

その確保に努めるとされた。しかるに、現時点でなお、栗生楽泉園、長島愛 生園、多磨全生園で各20人以上の欠員があるなど、その状況は深刻である。

厚生労働省は、上記確認事項を確実に履行し、本年度内の欠員補充を実現 されたい。

#### 4 医師の確保について

13の療養所の医師定員数は144名であるところ、現員は124名に留まり、また実際上の常勤医はそれより一層少なく、「社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療」にはほど遠い現状である。

平成19年度の協議会においても、「引き続き、13療養所における医師の確保に努める」と確認されていたところであるが、同年度の国立ハンセン病療養所所長らによる治療研究報告「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究(研究代表者山内和雄・沖縄愛楽園園長)」においては、このような状況に対する対策として、医師報酬の改定、地域の実情に見合った診療援助謝金での当直専門医の活用、謝金増額・交通費以外の手当ての支給、政策医療課のイニシアチブによる国立病院機構やナショナルセンター等との人事交流による医師確保・出向の仕組み、奨学資金制度など具体的な提言がなされていた。

そして、昨年度の平成21年度協議会では、「具体的な医師確保対策について検討するために、全療協、厚生労働省、施設長協議会、国立病院機構の四者によって構成される意見交換の場を速やかに設ける。」と確認されていた。

しかるに、政策医療課は、上記意見交換会を本年3月3日にわずか1回開催 したに過ぎず、しかも具体的な医師確保対策については、何ら実質的な検討は なされなかったもので、その無策ぶりはきわめて遺憾である。

厚生労働省は、上記研究において提言等されていた具体的な医師確保対策を 速やかに実施されたい。

## 第4 真相究明等

- 1 ハンセン病問題の歴史を伝える建造物・史跡・資料の保存復元
- (1) 重監房復元(再現)事業
  - ① 重監房再現・展示施設について

重監房及びハンセン病政策の過酷な歴史に関する普及啓発の拠点施設とし、ハンセン病に対する偏見差別の解消と人権尊重の精神を養うための研修センターとして将来にわたって継続的に活動できるよう、設計・予算

措置等において、国として最大限の配慮をすることを約束されたい。

- ② 現存する重監房跡(基礎など)について 史跡としての重要性に鑑み、現状のまま将来にわたって保存することを 再確認するとともに、地盤調査と保存処理をすみやかに実施されたい。
- ③ 上記①・②については、平成23年末までに設計及び建築工事に着工することとし、そのために必要な設計費・建築費等を来年度予算で確保するよう最大限の努力をされたい。
- ④ 完成後の重監房再現・展示施設並びに重監房跡の維持管理・啓発活用は、 費用負担を含め国が責任をもって行うことを確認されたい。
- (2) 全国の各療養所にある史跡・歴史的建造物・資料の保存 以下の事項を要求する。
  - ① 各園の史跡等の現状を把握する訪問調査活動は本年11月までに完了することとし、旅費等の必要経費を確保すること
  - ② 各園の修復保存の具体的計画は、各園の自治会等の意見を聞きながら、来年度に策定することとし、そのために必要な調査費を来年度予算で確保するよう努められたい。上記計画策定には、ハンセン病問題に理解のある修復保存の専門家にコンサルティングを依頼すること
  - ③ 各園の史跡等の修復保存及び啓発活用の経費は国が負担すること
  - ④ 各園の文献資料は国の責任で整理し、各園に資料室を確保すること
  - ⑤ 菊池恵楓園の社会交流会館への学芸員配置をすみやかに実現すること
- 2 納骨堂は、国の責任で現地にそのまま永久保存することを約束するとともに、 そのために必要な法令の整備を実施されたい。
- 3 ハンセン病検証会議の提言に基づく再発防止検討会の最終報告書を尊重し、 同報告書の提言に従い、関係部署と連携して、患者の権利条項をもつ「医療基本法」の制定を進められたい。

## 第5 将来構想について

- 1 基本姿勢の確認
- (1)「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(以下「基本法」といの施行 1年を経て、各療養所では、入所者自治会を中心として、入所者の誰もが安 心して暮らすことのできる療養所の将来構想づくりのために全力を傾注し ているところであるが、この間の厚生労働省の対応は、こうした将来構想の 策定や実現に向けて、これを支援するどころか、消極的な姿勢を取り続けて

いるとしかいいようがない。そこで改めて、この機会に、厚生労働省として、 各療養所の将来構想の策定やその実現に向けて、「基本法」を踏まえて最大 限努力する意向であることを明らかにされたい。

(2) 政策医療課の担当者は、医療法の改正によって、ハンセン病療養所を有床療養所とすることが可能になった旨を公にしているが、医師1名の常勤で足りることになる有床療養所構想は、これまで統一交渉団との間で確認されてきた「基本合意書」や「基本法」に定められた「終生在園保障」の趣旨に反するものであり、各療養所における医師確保や将来構想の策定に甚大な弊害をもたらすものである。厚生労働省として、今後ともハンセン病療養所を有床療養所とする考えのないことを明らかにされたい。

### 2 各療養所の将来構想の推進

- (1) 奄美和光園では、同園を地域住民に開放していく前提としての外来診療が 長期間にわたって中止されたままとなっている。厚生労働省として、外来再 開に向けてどのように対処しようとしているのか明らかにされたい。
- (2) 大島青松園は各療養所の中で最も厳しい地理的条件にあり、将来的な医師・看護師・介護員の確保を実現し、かつ療養所が地域から孤立しないための「将来構想」を入所者自身で策定することが極めて困難な状況にある。地理的に劣悪な条件にある離島に療養所を設置した責任において、厚生労働省自らが積極的に大島青松園の将来構想の策定に取り組むべきであると考えるが、この点についての見解を明らかにされたい。

また、同園では、来年、船員職員2名が定年を迎えるが、厚生労働省は船員職員の後補充に向けての具体的対応策を未だ明らかにしないばかりか、船舶運航の一部を民間委託するかのような姿勢を示している。しかしながら、大島青松園と地域とを結ぶ唯一の交通手段である船舶運航を民間に委託することは、入所者の安心かつ安定した生活に支障をきたすだけでなく、将来構想の策定・実現にとっても大きな弊害をもたらすことになる。もし民間委託の方針があるならば、これをただちに撤回し、船舶運航については国が最後まで責任をとるべく、船員職員の後補充に向けての準備を早急に開始すべきである。この点についての見解を明らかにされたい。

(3) 沖縄愛楽園では、将来構想の柱の一つとして、4 床を地域住民の入院用に 開放する旨を決定しているが、厚生労働省はその実現に向けて何らの努力を していないように見受けられる。来年4月からの実施に向けて最大限の努力 をされたい。 (4)将来構想の一環として療養所の土地建物を地域住民に使用させる場合の地代等の使用料の算定にあたっては、「基本法」12条の趣旨に従って大幅な減免措置が取られるべきと考えるが、厚生労働省としてどのように対処していく所存であるのか明らかにされたい。

以上